



# 監査結果報告書

宝 監 第 6 号  
令和3年(2021年)4月21日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男  
同 小 川 克 弘  
同 と な き 正 勝

令和2年度定期監査（都市整備部及び産業文化部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 第2 監査等の対象

原則として、令和2年4月から令和2年12月までの都市整備部及び産業文化部における財務に関する事務の執行及び財産管理

## 第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

## 第4 監査等の日程

予備調査 令和3年 1月18日から令和3年 3月26日まで

本 監 査 令和3年 3月25日、26日

## 第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### <都市整備部>

#### 【意見】

##### 《住まい政策課》

#### 1 市営住宅の住宅使用料、敷地（駐車場）使用料等について

市営住宅の住宅使用料及び駐車場使用料（以下「住宅使用料等」という。）に係る徴収業務について、指定管理者は通常の徴収業務や初期の滞納者に対する督促状の発送業務、納付相談、納付指導を担当するとともに、市は住宅使用料等の滞納が長期化する入居者など住宅の明渡し請求を視野に対応を要する案件について、指定管理者と協力しながら納付相談、納付指導を担当しています。市営住宅等の管理に関する年度協定書では、指定管理者が行う住宅使用料等の徴収に関して目標徴収率を定めていますが、現指定管理者が管理運営を開始した令和元年度において、平成20年10月に指定管理者制度に移行して以来、初めて目標徴収率を達成しました。これは指定管理者が平時から頻繁に滞納者との接触を図り、滞納が長期化しないよう早めの対応に努めるとともに、所管課職員も滞納者の生活実態を把握し、関係部署とも連携を取るなど丁寧に対応を重ねてきた結果であり、徴収率が向上していることは高く評価できます。

また、住宅使用料等を未納のまま退去した者に対する徴収業務について、債権回収を取り扱う弁護士法人に委託しています。現在委託契約を締結している弁護士法人は、平成26年3月から平成30年3月31日までの期間で契約する募集条件で、初年度はプロポーザル方式によって事業者を決定し、その後は毎年度特名随意契約によって委託契約を締結してきました。しかしながら、当初示した期間を過ぎてもなお、現時点においても特名随意契約によって、同事業者と契約を締結しています。これについて、所管課に特名随意契約の理由を確認したところ、「滞納住宅使用料等の徴収業務委託という契約の性質上、支払交渉など業務実績の蓄積が必要であり、随意契約による業務の継続が滞納住宅使用料等の徴収に有利である。」旨の説明を受けました。ここ2年度分の実績を見ると徴収額は増加しており、継続的に徴収業務を行うことで一定の効果が出ていることは理解できますが、当初の委託契約開始からすでに7年が経過していることから、改めて広く募集したうえで事業者を選定するよう見直しを行ってください。

##### 《建築営繕課》

#### 1 宝塚市公共施設（市有建築物）白書について

本市では、公共施設の状況に関する情報の共有化と施設保全の意識を深めることを目

的として、平成25年1月に宝塚市公共施設（市有建築物）白書（以下「白書」という。）を作成しました。その内容は、公共施設についての用途別分類、配置状況、更新等費用予測のほかに、施設の個別票では各施設の概要、維持管理コスト、運営コスト、施設の利用状況などについて記載しています。

白書については、作成して以来、現時点においても市ホームページに掲載しています。しかしながら、その中にはすでに用途廃止となり、建物自体が解体され存在しない施設の情報も掲載されており、また新設された施設については情報が追加されていないままホームページで公表しています。

一方で、宝塚市建築物等保全規程に基づき、1棟の延べ床面積が100㎡以上の施設を対象として施設建築物保全計画を作成しています。所管課は施設管理者に対して、各施設の修繕内容、設備保守点検委託業務など施設保全の実施状況、点検マニュアルチェックシートに基づく施設状況について、毎年度、照会するとともに保全データを更新し、保全状況を確認、把握しています。

白書に示す内容については、宝塚市公共施設等総合管理計画及び宝塚市公共施設マネジメント基本方針に移行され、白書としては一定の役割を果たしたことは理解できます。しかしながら、現時点での公共施設の状況を示す基礎的なデータがどこにも公表されていない状況を鑑みると、まさしく市を挙げて公共施設マネジメントに取り組んでいる時期だからこそ、所管課は施設の基礎データや保全状況などの情報を公表し、市民もそれを見ることで公共施設マネジメントの取組への理解を促すことが重要であると考えます。すでに毎年度において各施設ごとの保全データを更新している状況にあることから、更新されず過去の情報のまま掲載している現在のホームページ内容を見直し、市民にとってより分かりやすい情報の提供に努めてください。

## 《市街地整備課》

### 1 公益施設管理運営事業について

さらら仁川及びピピアめふ（以下「公益施設」という。）の管理運営については、令和元年度から指定管理者制度に移行しています。

指定管理者制度に移行する目的の一つに、公益施設の稼働率の向上を挙げていましたが、平成30年度と令和元年度の稼働率を比較すると、さらら仁川の稼働率が平成30年度30.8%から令和元年度32.1%、ピピアめふの稼働率が平成30年度29.1%から令和元年度28.7%と、公益施設全体としては大きな稼働率の向上は見られませんでした。

これにはコロナ禍も少なからず影響していると思われませんが、もう一つの原因として

利用者へのPR不足が挙げられます。所管課からは、「指定管理者制度移行前に比べて施設の雰囲気も明るく人も増えている様子が見受けられ、また、今後は市ホームページや市民への周知だけでなく、施設周辺、他市の利用者へのPRも意識して行っていく。」との説明を受けています。

指定管理者に任せきりにすることなく、市も公益施設のPRや周知など側面的な応援をしながら、公益施設の稼働率、利用の向上に努めてください。

## <産業文化部>

### 【意見】

#### 《商工勤労課》

##### 1 宝塚市住宅リフォーム補助金について

宝塚市住宅リフォーム補助金は、市民が自己で所有し居住する住宅等に、市内の施工業者を利用して修繕、補修等の工事を行う場合にその経費の一部（上限10万円）を補助することにより、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の生活環境の向上に資することを目的としています。また、平成30年度から令和2年度までの補助件数及び補助金額は次のとおりとなっています。

（単位：件、円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
補助件数	15	20	22
補助金額	1,415,000	1,627,000	1,984,000

当該補助事業において利用された市内施工業者の業者数について確認したところ、平成30年度10者、令和元年度8者、令和2年度13者（見込み）となっている上、施工業者の延べ件数にも偏りが見られ、特定の業者が利用されている状況でした。また、宝塚市補助金交付基準において「個人給付の補助金は、適切な所得制限等を設けること。」とあるにもかかわらず、当該補助事業は所得制限が設けられていません。これらのことについて所管課に確認したところ、「利用施工業者に若干の偏りが見られることから、広く市内小規模事業者を利用していただくため、市からの制度周知に努める。また、当該補助金は市民個人に支払うものだが、補助金の主たる目的は、市内産業の活性化及び雇用の創出を図ることであり、間接的に市内小規模事業者への支援を行うものであるため、応募する市民に対しての所得制限は設けていない。」旨の説明を受けました。

例年、募集人数を超える市民からの応募があることや、令和2年度の利用施工業者の総事業費としては補助金総額の約17倍(3,367万円)となるなど、一定効果があることは理解できますが、補助率が100分の10で1件10万円を限度とする当該補助制度が市民のリフォームの動機付けにつながっているのか、また、利用されている市内施工業者が少ないことから「市内産業の活性化及び雇用の創出」という補助目的が達成されているか疑問が残ります。さらに、間接的支援の対象となる市内小規模事業者の対象数を所管課が把握していないことも問題があると考えます。事業の目的及び効果を整理・検証し、補助金の目的に沿った事業の在り方を検討してください。

## 《農政課》

### 1 宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託契約について

本市では、西谷の地域資源を活用し、農業振興地域の景観・農業生産物を活かした、観光農業の推進、特産物の生産奨励等を実施することを目的に、宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託として、宝塚市自然休養村管理運営協議会（以下「自然休養村協議会」という。）との間に、特名随意契約により契約金額66万円で委託契約が締結されています。

自然休養村協議会は、農業振興地域の現状に即した農業の普及、美しい自然環境を生かした農林資源の有機的な活用、都市に住む人々に自然と親しみ、安らぎと休養の場の提供、地域活性化による農家の生活向上を目的に、西谷各集落10農会、佐曾利園芸組合、長谷牡丹園芸組合、兵庫六甲農業協同組合宝塚営農支援センター、西谷朝市の会、西谷自治会連合会、西谷地区まちづくり協議会、宝塚直売所部会等の西谷に活動拠点を置く22団体で構成され、当該契約に係る委託料収入を基に、観光農業の推進や西谷収穫祭の開催等の集落活性化事業を行っています。

令和2年度の当該契約に係る書類一式を確認したところ、次のような問題点が見られました。

まず、仕様書については、委託内容に「西谷地域の農業資源を利用した西谷の魅力を発信し、観光農業の推進に取り組む。」「西谷夢市場での直売など、流通・販売と一体となった西谷産野菜の生産拡大と販売促進に取り組む。」等の抽象的な取組項目が示されているのみで、市が当該契約で受託者に委託する具体的な業務内容が明示されていません。また、設計金額の積算根拠については、「過去の実績値を参考として積算した。」旨の説明を受けましたが、個々の実施内容に係る金額を積み上げておらず、明確な根拠がありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集落活性化事業（西谷収穫祭事業）を中止し、代替として観光農業推進事業と特産物育成流通促進事業の拡充を図るという理由で、令和2年7月に、契約金額の変更はなく仕様書の内容を一部変更する変更契約が締結されています。変更契約における設計金額の積算根拠を確認したところ、「当初の積算金額に、収穫祭代替事業（新規事業）を加え、全体調整を実施した。」旨の説明を受けましたが、事業内訳のうち、仕様書の内容変更がない野菜生産促進事業及びダリア球根生産促進事業において、明確な理由もなくそれぞれ設計金額が加算されており、変更契約を行う必要性に疑問を感じざるを得ません。

契約履行の確認方法についても、「委託完了届及び宝塚市自然休養村管理運営指導事業報告書をもって、仕様書に対する契約履行の確認を行っている。」旨の説明を受け、令和元年度の宝塚市自然休養村管理運営指導事業報告書を確認しましたが、「内容：トリプルA農産物作り研修会、開催月：7月」、「花まつりや収穫祭の催しなどを通し、ダリアの球根の生産促進を行った。」等の記載しかなく、具体的な実施内容や効果の記載がないため、契約履行について成果を含めた検証ができていません。前述したとおり、仕様書に受託者に委託する具体的な業務内容が明示されていないことも、原因の1つであると考えます。

また、自然休養村協議会では、当該契約に係る委託料収入の一部から、自然休養村事業補助金として、ダリア球根の生産促進とともに、「ダリア花まつり」等の誘客イベントを行うため、佐曽利園芸組合に14万4千円、武庫川河川敷で開催される「宝塚朝市」等へ出展し、西谷産の野菜即売を行うため、西谷朝市の会に14万4千円、農産物残渣である「もみ殻」をたい肥化し、有機肥料を利用促進するため、宝塚直売所部会に6万7千円、計35万5千円を交付しています。この補助金額については、変更契約における各事業内訳の設計金額とおおむね一致しており、仕様書に記載されている委託内容を実施するための事業費補助と推察されます。

さらに、西谷朝市の会では、自然休養村協議会から交付された自然休養村事業補助金14万4千円と西谷朝市の会の会費5万5千円を合わせた収入から、西谷朝市の会とNPO法人消費者協会宝塚で構成される宝塚朝市運営協議会に対し、宝塚朝市負担金17万円を支払っています。この負担金は、宝塚朝市運営協議会が支払う、宝塚朝市における警備費用の一部となっています。

当該契約における契約書の第5条（再委託等の禁止）には、「委託業務の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と記載されています。この補助金を受けた3

団体は、自然休養村協議会の構成員であり第三者ではありませんが、委託料収入の53.8%を構成員に補助金として支出し、受託事業を遂行していることについて、再委託等の禁止に抵触するのではないかと思慮します。

また、自然休養村協議会、西谷朝市の会、宝塚朝市運営協議会の事務局を全て農政課が担っているため、委託契約の委託者及び受託者双方の事務を同一課が所管する弊害が出ているのではないかと憂慮します。今後、長期的な視点で団体独自の事務局体制づくりを進めていく必要があると考えます。

このように、当該契約の業務内容を鑑みると、委託料での事務執行は不相当であると考えます。業務内容について、本来市がすべきことと受託者がすべきことを整理した上で、公益性があり、かつ必要性が認められるのであれば、補助金への変更も検討する等、制度全体を見直すべきではないかと考えます。

なお、今回意見した内容につきましては、平成20年度定期監査（平成21年2月19日付け監査結果報告書）及び平成24年度定期監査（平成25年4月16日付け監査結果報告書）において、既に2度にわたり意見を付しておりますが、改善に向けた取組は不十分であったと言わざるを得ません。引き続き、透明性のある適正な公金の支出に向け、事務処理の適正化に取り組んでください。

## 《北部振興企画課》

### 1 宝塚市北部地域まちづくり基本構想に係る取組状況等について

本市では、平成29年6月に北部地域における交流人口を増加させ、定住人口を維持することを目的に、宝塚市北部地域まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）が策定されました。

基本構想に基づく取組期間が令和2年度末で終了することを踏まえ、基本構想で示された取組事項に対する取組状況及び取組効果について確認したところ、取組状況については具体的な説明があったものの、取組効果については説明が少なく、また具体的な数値で示されたものではありませんでした。基本構想では交流人口を増加させることも目標とされていることから、交流人口の測定方法を検討し、具体的な数値で取組効果を説明できるようにする必要があると考えます。

また、次期構想の策定予定については、「第6次総合計画に位置付けられる地区ごとのまちづくり計画において、基本構想の実施事項が包含され、北部地域のまちづくりに対する行政及び市民の取組が定められたことから、まずは総合計画の達成に注力し、その過程でまちづくり計画に位置付けられていない新たな取組事項が見つかり次第、次期



構想の必要性を検討する。」旨の説明を受けましたが、北部地域における具体的な取組事項の所管課は複数にまたがっていることから、北部振興企画課においては積極的に情報収集を行い、北部地域における振興施策の総合調整役を担っていく必要があると考えます。

令和3年度には、基本構想に係る取組の総括が行われることとなっておりますが、この総括においては、先に述べた取組効果を具体的に説明できるようにするとともに、現在の課題を明らかにした上で新たな取組事項等を整理することにより、北部地域における交流人口の増加及び定住人口の維持という目標が達成できるよう取り組んでください。

## 《文化政策課》

### 1 各文化関連施設の連携について

宝塚市立宝塚文化創造館、宝塚市立国際・文化センター及び宝塚市立文化芸術センターの利用状況の推移は次のとおりです。

(単位：件)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
	稼働率	利用件数	稼働率	利用件数	稼働率	利用件数	稼働率 (12月まで)
文化創造館	60.2%	1,416	56.6%	1,385	49.7%	1,261	40.8%
国際・文化センター	47.5%	1,619	44.4%	1,549	37.0%	1,315	27.4%
文化芸術センター							39.9%

コロナ禍の影響を考慮しても、稼働率・利用件数は減少傾向にあります。例えば国際・文化センターの減少理由について、所管課から「利用者の高齢化により利用件数等が減少している。」旨の説明を受けましたが、若年層などの新たなニーズを呼び込む工夫も必要ではないかと考えます。

また、今後の方向性として「令和3年度からの10年間を計画期間とする第2次文化芸術振興基本計画に基づき、各施設がそれぞれの特徴を活かした事業を展開していくとともに、文化芸術センターの誕生を契機として、手塚治虫記念館、文化創造館、国際・文化センター等の各文化関連施設が有機的に連携し、文化芸術活動を展開することで、多くの市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努める。」旨の説明を所管課から受けました。令和2年6月に開館した文化芸術センターをきっかけとして、各文化関連施設がより一層連携し市内全体を盛り上げることで、稼働率・利用件数が向上するよう取り組んでください。